

テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付申請に係る事前申出書

(公財) ひろしま産業振興機構理事長 様

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名 印
電話番号
e-mail
対象飲食店等の名称

テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金の交付申請をしたいので、テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付要領8(1)の規定により申し出ます。

なお、申請しようとする内容は、次のとおりです。

1 助成事業対象者の要件 ※ 該当するものを☑チェックすること。

- (1) 助成金の交付の目的となる飲食店等(以下「対象飲食店等」という。)が広島県内に置かれている。
- (2) 対象飲食店等において、令和2年4月1日から令和2年10月31日までの期間内に、テイクアウトまたはデリバリーを開始した、または開始する予定である。
- (3) 次のいずれか(①~③)に該当する取り組みを新たに開始する。
- ＜飲食店営業1類の許可をお持ちの方＞
- ① そうざい等の店頭販売を新たに開始する。
- ② 飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する。
- ＜飲食店営業3類の許可をお持ちの方＞
- ③ 仕出し・弁当等の販売を新たに開始する。
- (4) 保健所の許可(必要となる食品関係許可)書の写しが提出できる。
- (5) 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者または遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと思われる事業を行っていない。
- (6) 同一年度内に同一費目について、他の助成事業による助成を受けない。
- (7) 県税について滞納がない。
- (8) 助成対象事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、食品衛生法を始め、関係法令を遵守する。

2 事業計画

(1) 実施する内容

ア デリバリーまたはテイクアウトの実施(予定)状況

(ア) 種別 デリバリー・テイクアウト ※ 該当するものを○で囲むこと。

(イ) 新たにデリバリーまたはテイクアウトに参入した日または参入予定日 令和 年 月 日

(2) 助成対象経費

内 容	数量	金額(税抜き)	支払(予定)日
計		円	

注1 助成対象経費は、次に掲げる経費のうち、助成対象期間内に代金を支払ったもの(支払う予定のもの)を記入してください。

支払い予定のものについては、概算額を記入してください。

- (1) 販売促進費
- (2) 配送用車両等借上費(3か月以内に限る)
- (3) 器具備品費
- (4) 店舗等内装工事費

2 「内容」欄には、助成対象経費となる初期費用を箇条書きで記入してください。なお、助成対象経費に該当しないものを例示すると、次のとおりです。

- (1) 資産価値を有する物の購入に要する経費であり、助成金交付後、売却処分されるおそれがあるものや汎用性があり目的外使用になり得るもの(自動車、自動二輪車、自転車、パソコン、タブレット端末等)
- (2) 交通費、駐車場代、宿泊費、保険料、飲食費、雑費等の間接経費
- (3) 租税公課(消費税、印紙代等)
- (4) 振込手数料
- (5) 専門家に対する謝金・旅費(コンサルティング料等)
- (6) デリバリーまたはテイクアウト事業への参入に直接関連のない経費

3 助成対象経費であっても、次の場合、助成対象外になりますので、お気をつけください。

- (1) 発注書、契約書、納品書、領収書等の帳票類が不備の場合
- (2) 写真等で、資材・販促物等の使用が確認できない場合や明細書と写真が一致しない場合
- (3) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自社と資本関係にある会社、役員等(これに準ずる者を含む。)または社員を兼務している会社、代表者の三親等内の親族が経営する会社等)との取引に要する経費
- (4) 契約から支払いまでの一連の手続きが、助成対象期間中に行われていない場合

4 「支払(予定)日」欄には、支払いを終えているものについては支払日、支払いを終えていないものについては支払予定日を記入してください。